



鳥労発基 0314 第 8 号
令和 6 年 3 月 1 4 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「鳥取労働局における第 10 次粉じん障害防止総合対策の策定について」の一部改正について

日頃から、労働基準行政の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり令和 6 年 3 月 6 日付け基発 0306 第 1 号「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」の一部改正について」にて厚生労働省労働基準局長より通達がなされたところです。

これを受けまして、「鳥取労働局における第 10 次粉じん障害防止対策」を別紙のとおり一部改正いたしましたので、貴団体におかれましても、御理解いただき、傘下会員その他関係事業場に対して周知を図るとともに、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、引き続き、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、改正後の「鳥取労働局における第 10 次粉じん障害防止対策」は、以下の鳥取労働局ホームページからダウンロードいただけます。

参考 鳥取労働局 HP 「鳥取労働局における第 10 次粉じん障害防止対策」周知用ページ

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01728.html



新旧対照表
 (鳥取労働局第10次粉じん障害防止総合対策)

改正後	改正前
<p>(別添)</p> <p>粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</p> <p>第2 具体的実施事項</p> <p>1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底</p> <p>事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) <u>粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</u></p> <p><u>呼吸用保護具の使用にあつては、「保護具着用管理責任者」を選任し、「粉じん保護具着用管理責任者」を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」(以下「呼吸用保護具通</u></p>	<p>(別添)</p> <p>粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</p> <p>第2 具体的実施事項</p> <p>1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底</p> <p>事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</p> <p>呼吸用保護具の使用にあつては、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。</p> <p>なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに</p>

「達」という。)に基づき、防じんマスクの適正な選択
等の業務に従事させること。呼吸用保護具通達に基
づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管
理責任者を兼任することは差し支えない。

なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場
合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品
協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事
業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をす
ること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保す
ること。

相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使
用を確保すること。